第5期 雲南市農業委員会第16回総会議事録

1. 日 時 平成27年10月22日(木) 13:30~14:20

2. 場 所 市役所 全員協議会室

3. 出席委員 (34名)

1番	: 渡部洋一	2番	髙尾茂通	3番	岡田康弘	4番	竹内 勉
5番	: 片寄健治	6番	日野一夫	7番	鳥谷悦雄	9番	永井尚二
10番	: 周藤寛洲	11番	藤原修至	12番	橋本 博	14番	高田 耕
13番	: 松原利廣	15番	青木征温	17番	柳原昌広	18番	白築 進
19番	: 白築美雄	20番	中西康一	21番	嘉本輝雄	22番	渡部満憲
23番	鶴原能也	24番	廣澤幸博	25番	錦織邦男	27番	持田明典
28番	川上蘆求	29番	山本裕子	30番	高島幹雄	31番	陶山直利
32番	: 小田久義	33番	藤原 好	34番	山本博子	35番	宇都宮敏章
	I== ->+- HH	0 = 15	T= +++ ++				

36番 石橋義明 37番 加藤一郎

4. 欠席委員(4名) 8番 高橋敬二 16番 内部武雄 26番 岡田 伸

遅刻届出委員(0名)

5. 事務局又は説明者事務局長杉原律雄統括主幹女鹿田比文主幹高橋知恵美副 主 幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第92号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第93号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定 について
- ・議第94号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第95号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第96号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者		議	事	録	要	IJ 目	
事務局	定刻になりました。						
	ご起立ください。-	一同ご礼。	。ご着席	ください。)		

発信者	議 事 録 要 旨
議長	ただ今の出席委員は34名であります。
	定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第16回総会を開会いたします。
	本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。
議長	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
	議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、31番陶山
	直利委員、32番小田久義委員を指名します。
-3.6. H	
議長	日程第2、諸報告を行います。
举 目	が フェー 古 マケ ロ よ、と 三巻 印 ナ・よい 原石 1、1 ・ナ・ト
議長	次に、事務局から説明をお願いします。
事務局	【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】
于7万/H.	・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
	A CLEAN ON THE ANALYSIS OF THE STATE OF THE
	・農地等返還通知使用貸借解約の返還通知の受理について
	・合意解約届出(農地法第18条6項通知)の受理について
	・田畑転換届出の受理について
	・会議等の予定について
議長	
	ある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお
	名前をお願いいたします。
	(無しの声あり)
議長	以上で質疑を終わります。
F-1/2	
議長	日程第3、議案の上程を行ないます。
	「議第92号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。
事務局	議案書7ページをご覧ください。「議第92号農地法第3条の規定による許可申請に
	ついて」説明します。
	申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況ともに畑で面積は133 ㎡で
	す。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□□さん、申請事由
	は、「高齢になり耕作が困難になったため、後継者に譲り渡す」ということです。譲受したは、〇〇町〇〇のへへへへなり、中誌東中は、「中誌地な窓り至け、曹光経党
	人は、○○町○○の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営

発信者 事 録 要 議 を拡大する」ということです。土地代は10a当り150,000円で確認は○○です。 事務局 申請番号 2番、 $\bigcirc\bigcirc$ の町 $\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle$ - \triangle 、地目は登記簿・現況ともに田で面積は $204~\mathrm{m}^2$ で す。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□□さん、申請事由 は、「病気により耕作が困難なため」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△ △さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土 地代は無償で確認は○○委員です。細長い形状の田で譲受人の△△△△さんが1窪に して営農されます。譲受人の事情により譲渡されるということで無償です。 申請番号3番、○○町○○△△-△、外2筆で地目は登記簿・現況ともに田で面積が 合計で 6,061 ㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、8ページの2筆については譲 受人の $\Box\Box\Box\Box$ さんが12分の11、残りの12分の1については譲受人で息子さん である△△△△さんが持っておられる共有物件です。9ページの1筆については□□ □□さん単独の名義になっております。譲渡人は○○町○○の□□□□さん、申請事 由は、「高齢になり耕作が困難になったため、後継者に譲り渡す」ということです。譲 受人は、同居の息子さん、△△△△さんで申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営 を主宰する」ということです。土地代は親子ということで無償、確認は○○委員です。 以上、本件については「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障 が生ずる恐れはなく、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について 効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考 えます。 以上、ご審議をよろしくお願いいたします。 ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願い 議長 します。 (無しの声あり) ただ今事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。 議長 (無しの声あり) 議長 次に、討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり) 討論なしと認めます。 議長 議長 お諮りいたします。

「議第92号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可す

発信者	議 事 録 要 旨
議長	ることにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。
	「議第92号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議長	それでは次に、「議第93号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限
	面積』の設定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の10ページをご覧ください。「議第93号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」であります。 議案上程の理由は、空き家付農地について、指定追加の事案が発生したためです。 議案書12ページの別表2、農地法施行規則第17条第2項の適用につきまして、新たに〇〇町〇〇△△-△、△△-△の2筆を加え、計64筆を区域としたいと考えております。対象物件の詳細は参考資料2をご覧ください。 承認を得ることができましたら、平成27年10月22日告示といたします。また、変更後の空き家付対象物件は参考資料2、1ページのとおり、12件から13件となります。 以上の案件、ご審議をお願いします。
議長	ただ今事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
議長	次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論なしと認めます。
議長	お諮りいたします。 「議第93号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定 について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)

発信者	議 事 録 要 旨	
議長	異議なしと認めます。	
	よって、「議第93号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『	「限面積』
	の設定について」は、提案のとおり決定いたしました。	
議長	それでは次に、「議第94号農地法第4条の規定による許可申請に対する意	見につい
	て」を議題といたします。事務局より説明を求めます。	
		31.
事務局	議案書13ページをご覧ください。「議第94号農地法第4条の規定による	許可甲請
	に対する意見について」であります。	
	申請番号1番、○○町○○△△-△、地目は登記簿・現況ともに畑、面積に	‡ 10 ㎡で
	す。	
	申請人は、○○町○○の亡□□□□□さんの相続人△△△△さん、転用目的は	墓地で、
	墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地が山の中腹にあり参道も	一部崩落
	し危険なため申請地に移転する」ということです。平成27年8月10日に	農用地除
	外の許可がでており、確認は○○委員です。農地区分は「農業公共投資の対	象となっ
	ていない小集団の生産力の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致	しました。
	許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周	辺の土地
	を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性な	し」に該
	当すると考えます。	
	申請番号2番、○○町○○△△-△、地目は登記簿・現況ともに畑、面積に	‡ 9. 9 m²
	です。申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟	を建築さ

申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況ともに畑、面積は9.9 ㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は、自宅から少し離れており墓地への往来及び永代管理が困難であるため」ということです。平成27年8月10日に農用地除外の許可がでており、確認は○○です。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。

申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況ともに畑、面積は合計32.98 ㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は、急峻な山中にあり、今後の維持管理が困難であるため、申請地に移転したい。また、周囲を通路及び管理地として整備したい」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。

申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況ともに田、面積は331 ㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は駐車場で、駐車区画6台分を建設されます。転用理由は、「自家用と来客用の駐車場を申請地に新設する」ということです。平成27年8月10日に農用地除外の許可がでており、確認は〇〇委員です。農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断致しました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。

発信者	議事録要旨
事務局	申請番号 5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況ともに田、面積は 1,894 ㎡のうち 569 ㎡です。申請人は、〇〇市〇〇の亡□□□□□□さんの相続人△△△△さん、転用目的は一般個人住宅で、住宅 1 棟と駐車区画 5 台分を建設されます。転用理由は、「借家住まいのため、不便なので申請地に住宅を建築する」ということです。農用地区域外で、確認は○○委員です。農地区分、許可条項は申請番号 4 番に同じです。以上、5 件の申請についてご審議をお願いします。
議長	ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。 無しの声あり)
議長	ただ今事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議長	次に、討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議長	討論なしと認めます。
議長	お諮りいたします。 「議第94号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか。
議長	(無しの声あり) 異議なしと認めます。
HX X	よって、「議第94号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。
議長	次に、「議第95号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書16ページをご覧ください。「議第95号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。 申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・宅地、面積は66㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は宅地進入路です。転用理由は、「譲受人は

事務局

隣接地に建物を新築したが、建物への進入路を雲南市と協議の結果、申請地に接する水路から取付道路を設置し、進入路とすることとした」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成27年3月に整備してしまった」ということです。平成27年8月10日に農用地除外の許可が出ており、土地代は無償、確認は○○委員です。農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断致しました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。

申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・畑、面積は126㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は貸駐車場で、駐車区画4台分を建設されます。転用理由は、「近隣事業者より要望があり貸駐車場として利用したい」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の近隣商業地域に指定されております。土地代は10アール当り15,870,000円、確認は〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。

以上2件の案件、ご審議をお願いします。

議長

ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願い します。

22番

22番○○です。申請番号1番についてです。事務局から説明がありましたように、 今年の3月に母屋を新築されました。初めの計画では、県道玉湯吾妻山線から直に家 の方へ入るような計画でありました。その後協議をされまして、交通安全対策の面か ら市道から入った方がいいのではないかと決まったそうです。家を建てかけておられ ましたので、家への出入りのための進入路を設置した案件です。始末書付きで本人も 深く反省しておられます。議案書には、「整備してしまった」とありますが、「整備し なくてはいけなかった」という判断です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

他に補足説明はございませんか。

(無しの声あり)

議長

ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。

(無しの声あり)

議長

無いようですので、質疑を終わります。

発信者	議事録要旨
議長	次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論を終わります。
議長	お諮りいたします。 「議第95号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。 よって、「議第95号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、 申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。
議長	次に、「議第96号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書18ページ「議第96号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。 今回の案件は〇〇町1件申請されております。 この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。 ご審議よろしくお願い致します。
議長	ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により〇〇町でご協議いただくこととします。
議長	概ね10分ぐらいでお願いいたしたいと思います。暫時休憩といたします。
	(休憩)
議長	再開します。
議長	先ほど、ご協議いただいた結果を○○町より発表していただきます。○○町よりお願いします。

発信者	議 事 録 要 旨
5番	5番○○です。○○町1件ですが、借受人の方は認定農業者でもありますし地元から信頼もされておりまして、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議長	○○町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
議長	討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論なしと認めます。
議長	お諮りいたします。 「議第96号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。 よって「議第96号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。
議長	以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会いたします。
議長	ご起立下さい。 一同ご礼。 ご着席願います。
事務局	次にその他事項に入ります。 【その他報告事項】 (1) 平成 2 8 年度建議書について
	(2)平成27年度農業委員会視察研修について (3)農業委員会組織・制度改正について

会議の経過を記載して、	その相違ないことを証するため、	ここに署名する。

平成 年 月 日

議長
署名委員
署名委員